

(仮称) 常呂・能取風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 2 年 2 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解 ...	4
別 紙.....	35

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和元年 12 月 20 日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞等による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和元年 12 月 20 日（金）付 北海道新聞（朝刊 31 面）
- ・ 令和元年 12 月 20 日（金）付 経済の伝書鳩（5 面）

②インターネットによるお知らせ

令和元年 12 月 20 日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト（別紙 2 参照）

<http://eeh-development.com/tokoro-notoro/>

- ・ 北見市のホームページ（別紙 3 参照）

<http://www.city.kitami.lg.jp/docs/2019121100030/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 4 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 北見市役所商工観光部工業振興課
- ・ 北見市常呂総合支所産業課
- ・ 網走市役所本庁舎
- ・ 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課

②インターネットの利用による縦覧

- ・ 株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト

<http://eeh-development.com/tokoro-notoro/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和元年 12 月 20 日（金）から令和 2 年 1 月 31 日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
（電子縦覧は令和元年 12 月 20 日（金）から令和 2 年 2 月 2 日（日）まで）
- ・縦覧時間：開館日・開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで（開館時間・開庁時間に準じる）

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、北海道、北見市のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（縦覧者名簿記載者数）は 12 名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 1,545 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙 1、別紙 2、別紙 3 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

- ・ 開催日時：令和 2 年 1 月 16 日（木） 19 時～21 時
- ・ 開催場所：西網走コミュニティセンター
- ・ 来場者数：19 名

【会場②】

- ・ 開催日時：令和 2 年 1 月 17 日（金） 19 時～21 時
- ・ 開催場所：常呂町公民館
- ・ 来場者数：26 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年 12 月 20 日（金）から令和 2 年 2 月 2 日（日）まで

(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙 4 参照）。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 11 通であった。

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条及び第19条に基づく、環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの提出意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

表 2-1 準備書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見書	事業者の見解
1-1	P13 工事期間が記載されている。大型車両が通行すると、すれ違いができないものと思われる。森林整備、耕作、放牧など、現状の環境を維持している活動に支障が生じ無いう、事前の説明、工事以外の車両を優先させた通行、など、対策を講じるのか。	地元の農家や林業の施業関係者の皆様とは事前協議を行い、現状の環境を維持している活動に支障が生じないよう対策を講じて参ります。引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、地域との共存・共栄を目指して参ります。
1-2	P22 道路の法面の緑化について記載されているが、緑化種子は外来種を使用することが無いよう注意願う。特に森林部分においては、法面を緑化しても、林縁から浸食されるケースがあるかと思えます。切土高さを最低限とし、土質にもよるが、高さ1m程度であれば、緑化以外に直切りの可否も検討した上で、路網を決定しているのか。直切りの方が法面崩壊しないケースも見受けられるようだが。	緑化種子の配合については、外来種影響が発生しないよう十分留意したうえで、濁水等に配慮した早期の地表被覆、生態系等に配慮した在来種の保全などの観点を踏まえ、最適な緑化計画を検討して参ります。 また、切土等の硬い法面についても、風化防止等の観点から客土吹付を計画しております。
1-3	P24 建設工事に係る最大の工事車両通過台数の記載がある。この最大になる日数は数日とはいえ、前記のとおり、生産活動が行われている地域で、すれ違うこともできない状況の中での道路使用となるものと思われることから、生産活動に影響しないよう、事前周知の徹底、使用道路各所に看板設置、生産活動の車両の優先通行など、対策を講じる予定はあるのか。	地元の農家や林業の施業関係者とは事前協議を行い、各種生産活動に支障が生じないような対策を講じていく予定です。引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、地域との共存・共栄を目指して参ります。
1-4	P29 ヤード及び工事用道路の排水は、沈砂池に集積され、自然浸透及び排水とある。相当な距離(面積)の水を1か所に集水することにより、流量が多くなり、自然浸透能力を超えるのではないかとヤードは難しいかもしれないが、工事用道路については、波形勾配を利用した分散排水を検討するなど、排水に伴う土砂流出や斜面崩壊がおこらないよう、十分検討する必要があるのではないかと。	排水箇所(沈砂池)は、各ヤードや道路箇所ごとに設ける予定とするとともに、能力を上回ることの無いよう排水計画を設計してまいります。

No.	意見書	事業者の見解
1-5	P30 対象事業実施区域内での再利用に努め、残土の発生を最小限に抑えた旨の記載があります。 残土置場への盛土工の計画土量が 208 千m^3もの大量と想定され、改変区域図を見る限りでは、TK02 付近の 1 か所のみで処理するようにしか見受けられない。 しかも、P184 を見る限りは、林地の表面浸食及び崩壊による土砂の流出を防止することを目的とした、土砂流出防備保安林直上と思われ、そういった場所に沈砂池から相当量の放流水が排出されるのではないかと心配である。残土処理場の図面と沈砂池の図面などから、説明されたい。 また、北見市の水害ハザードマップを見ると、この残土置場を含んで土石流危険渓流とされており、この場所を残土置場とした経過を教えてください。 なお、残土置場がこの 1 箇所しか無いのであれば、本来、能取湖に流れ込む沢の上流域に位置する TK01、02、04 の 3 か所の残土を、常呂川に流れ込む沢の上流に持ち込むことについて、漁業へのリスクなど、説明はなされているのでしょうか。	残土置場は、図 10.1.2-9 に示す常呂川集水域内に設けることとしており、常呂川集水域外の雨水が流入する事の無いように配慮しております。排水方法についても、小段排水やふんとかご式沈砂池等を設けることで、濁水が下流に流れないように計画しております。残土置場の選定については、発生土量を収容できる窪地を選定いたしました。今後詳細な設計を通じて、残土の更なる数量削減に取り組んで参ります。 また、地元の漁業関係者にも事前説明を実施しております。今後も引き続き協議を行い、地域の漁業とも共存・共栄を図ってまいります。
1-6	P30 産業廃棄物の記載があり、コンクリート殻が 336 t も排出される計画となっている。これから建設するのに、コンクリート殻はどういった箇所から排出されるのか？	コンクリートを打設する際に、ポンプ車から最初に出てくるものは十分に攪拌されていない品質のものになるので、廃棄いたします。また、ポンプ車からコンクリートを出し切った後にポンプ車内に残存するコンクリートも廃棄いたします。そのようなものをコンクリート殻として計上しております。
1-7	P38 北部及び南部に自然度の高い植生であるヤチダモ群落を確認され、配慮が必要と予測し、自然度の高い植生が確認された範囲を事業実施区域から除外したとの記載になっている。 しかし P88. 89. 95 あたりの図面を見ても、自然度の高いヤチダモ群落がはっきりとしない。 逆に、TK06. 07. 08 あたりには、自然度 9 のエゾイタヤミズナラ群落が広がっており、その保全の方が重要ではないかと思われるが、今までの検討内容、経過の説明を求める。 あえて言わせてもらえば、もともと事業実施区域として考えていなかった場所にある植生を、自然度の高い植生と表現し、環境保護のため、配慮すべく、事業実施区域から除外したかに見せかけているように見えてしまう。きっちりとした説明を求める。	P88. 89. 95 における自然度の高い植生は、文献調査による結果を示しており、植生凡例にヤチダモ群落はありません。一方、P38 における自然度の高い植生については、詳細な現地調査結果 (P654) を基に整理したものです。 エゾイタヤミズナラ群落については、文献調査において自然度の高い植生 (植生自然度 9) に分類されますが、詳細な現地調査結果、代償植生 (二次林) と考えられ、「植生自然度 9」には該当しないと判断しており、その妥当性については、専門家への意見聴取でも確認しております (P220)。 以上の経緯から、ヤチダモ群落を含めて自然度の高い植生が現存する範囲を事業実施区域から除外し、事業による環境への影響の回避・低減を図っております。

No.	意見書	事業者の見解
1-8	P102 重要な自然環境のまとまりとして、保安林区域が明示されている。TK05.06 は、保安林界付近に建設を予定しているようである。 その下には、各種治山施設が存在していると思う。 また、TK08.09.10 あたりは、北見市の水害ハザードマップを見ると、土石流危険渓流とされている。 そういった場所を選定した理由を説明いただきたい。 また、保全対策は、どのような考えなのか。 言い方を変えると、事業実施区域の北部及び南部を保護の観点から除外したような記載があったが、中間は何ら対策をしていないとしか思えない。網走川(能取側)斜面に建設することによりそういった懸念を排除するなど、検討しなかったのか。能取側は常呂川側と比較し、傾斜も緩いと思われるが。	本準備書では、事前に環境影響を可能な限り回避・低減することを重要な環境保全措置と位置付け、現地調査などから事前予測を行い、風力発電機の配置検討段階での影響を低減することに努めました。その経緯、並びに結果に関しましては本準備書の2.2.10 その他に記載致しました。 また工事にあたっては、既存林道を利用して改変面積を最小化する、造成箇所では土砂流出防止柵や沈砂池等を設置することなど、適切な保全措置を講じ、影響の低減を図ってまいります。
1-9	P170～ 各種自然関係法令が記載されている。森林法では、保安林が記載されているが、森林法関係では保安林が記載されているのみではないか。 森林法に規定される、市町村森林整備計画は、地域の森林・林業の特徴を踏まえた森林整備の基本的な考え方やこれを踏まえたゾーニング、地域の実情に即した森林整備を推進するための森林施業の標準的な方法及び森林の保護等の規範等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想です。 特に、ゾーニングにおいて、公益的機能別施業森林が定められており、それに応じた森林整備が行われているものと思います。 ついては、地球環境保全の一翼を担うことを企業理念に抱えている御社は、公益的機能別施業森林区域を図面で明確にしたうえで、その施業方法の順守や森林の保護などを掲げる予定はないのか。	公益的機能別施業森林につきまして、森林の公益的機能を維持できるような事業計画となるよう検討し、今後関係機関と協議して参ります。
1-10	P184 急傾斜地崩壊危険区域が記載されているが、位置的に急傾斜地では無いと思う。再度、資料を確認したうえで、資料修正が必要ではないか。	P184 の急傾斜地崩壊危険区域の位置については、同ページの出典データから整理したものとなります。評価書では最新の情報も踏まえ、適切に記載するようにいたします。

No.	意見書	事業者の見解
1-11	P289 主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、森林公園が記載されているが、工事関係車両の主な走行ルートとして、網走方向に向かうには森林公園入口を通過するような記載になっていますが、夏場は観光客や施設利用者が利用する道路のため極力工事車両は通行しないよう、能取に出る網走市道を利用する事を検討できないか。	森林公園の観光客・施設利用客の妨げにならないような工事関係車両の走行を検討して参ります。引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、地域との共存・共栄を目指して参ります。
1-12	P372 沈砂池の排水口周辺では、表流水が確認されない区間が多いと記載あり。 P374 沈砂池からの上水は、沢部へ放流することとなると記載あり。上記 P372 の例では、尾根部に排水のため表流水が確認されないとあり、整合性がとれていないのでは？ また、沈砂池からの放流は、集水した上での放流になるのでそれなりの流量が想定され、それに伴い、沢部が浸食することなどにより、土砂流出、斜面崩壊につながるのではないかと危惧しているが、どうか。 P387 環境影響の回避、低減として、 ・樹木の伐採や土地の改変は、必要最小限にとどめる。 ・土砂流出防止柵や沈砂池等を設置することにより、土砂や濁水の流出を防止する。 と記載されており、環境保全措置として、土砂流出防止柵の設置や、緑化等による植生の早期回復を実施することにより、水の濁りに係る環境への影響は、実行可能な範囲内で回避低減が図られている。とある。前記のとおり、集水することによる、浸食など放水後の環境負荷は、どのように検討されているのでしょうか。	P374 は、沢の位置する方向へ排水するという意味であり、必ずしも表流水のある箇所へ直接排水するという意味ではございません。 沈砂池からの放流水は、沈砂池位置より上流での降水によるものであり、一定以上の降水があれば沈砂池の有無にかかわらず沢へ流れ込むものと考えられます。 なお、沈砂池には一時的に水を貯留する機能があること、土砂流出防止策を設置することなどにより、水流の勢いを減じて放流し、浸食などの影響を極力小さくするように努めます。
1-13	P399 風車の影がかかる時間が記載されており、1日30分以上、年間60時間も影がかかると想定される箇所があるものの、居住宅への影響評価に終始しているように思われる。 この地域は、農業地帯であり、元々東側に山を背負っているため、朝日が遅くなる傾向にある中、更に日陰が増える場合、耕作に影響が出ないか心配である。耕作への影響についても評価・検討しないのか。	環境影響評価における風車の影による影響は、ブレードの回転にともなう影のちらつき（シャドーフリッカー）を対象としております。いわゆる日照阻害とは異なるものであり、耕作地への影響は極めて小さいものと考えます。
1-14	P625 エゾイタヤ-ミズナラ群落が代償植生として記載され、ヤチダモ群落は自然植生との記載になっている。 しかし、P89 の植生自然度をみると、エゾイタヤ-ミズナラ群落は9に対し、ヤチダモ群落は7程度であり、遥かにエゾイタヤ-ミズナラ群落の方が植生自然度が高	エゾイタヤ-ミズナラ群落について、文献調査では自然度の高い植生（植生自然度9）に分類されますが、現地調査結果を踏まえると、代償植生（二次林）と考えられ、「植生自然度9」には該当しないと判断しております。

No.	意見書	事業者の見解
	いとの評価になるのではないか。 にも関わらず、前記のとおり、ヤチダモ群落を事業対象外としたところで、エゾイタヤ-ミズナラ群落を保全しないと、意味がないのではないか。 そもそも、エゾイタヤ-ミズナラ群落が本当に代償植生なのか。ヤチダモは自然植生なのか。 そこから検討確認が必要ではないか。	す。 ヤチダモ群落について、文献調査ではハルニレ群落、ハンノキ-ヤチダモ群集に分類される箇所とその分布範囲が多く重複し、かつ自然度の高い植生（植生自然度 9）に分類されます。また、文献調査でハルニレ群落、ハンノキ-ヤチダモ群集と分類される箇所の現地調査結果を見ると、群落高約 24m の落葉広葉樹高木林で、ヤチダモやハルニレ等の落葉広葉樹が優占し、群落を構成する高木の胸高直径は 60cm 程度と太いのが特徴で、自然度の高い植生（植生自然度 9）に該当すると考えられます。なお、群落名については、植物群落組成表から「ヤチダモ群落」としております。
1-15	P627 ササ群落と記載されている箇所の内、数か所は既に再造林され、人工林になっているのではないか。	本準備書における植物に関する現地調査は平成 30 年 7 月、8 月、9 月、令和元年 5 月に実施しており、ササ群落とした箇所が再造林され人工林になっている可能性は、調査時期と本図書縦覧時期の間隔を踏まえても低いと考えております。
1-16	P657 土砂流出防止対策として、土砂流出防止柵を設置するとあるが、どのような柵なのか。 前出の残土置場や沈砂池など、土壌改変箇所でも十分強度をもった柵なのか。	万が一土砂を含んだ流水が発生した場合に、土砂を下流に流さないように食い止める網柵を設ける計画です。落石等の高エネルギー衝撃等に対しても十分強度を持った柵です。
1-17	P659 植生の改変面積について 植生自然度 9 に類する群落に※を付しているような記載になっているが、エゾイタヤ-ミズナラ群落には、付されていない。 しかし、P89 の植生自然度を見ると、エゾイタヤ-ミズナラ群落は 9 となっている。 既に何度も書いているが、ここまでくると、エゾイタヤ-ミズナラ群落を改変したいがために、自然植生度を伏せているように勘繰られても仕方がないとしかとれない。 エゾイタヤ-ミズナラ群落を 3.5ha もの面積で改変するにあたり、その対策をきっちり検討することが重要ではないか。 P668 重要な群落として「植生自然度 9」に類する群落を記載しているが上記同様エゾイタヤ-ミズナラ群落が抜け落ちている。キッチリとした確認をし、十分な対策を講	エゾイタヤ-ミズナラ群落について、文献調査では自然度の高い植生（植生自然度 9）に分類されますが、現地調査結果を踏まえると、本群落の多くは群落高が 15m 以下の落葉広葉樹高木林で、ミズナラ、エゾイタヤ、アカイタヤ等の落葉広葉樹が優占するのが特徴で、本群落を構成する高木の胸高直径は大きいもので 20cm 程度と細く、ごく稀に 60cm クラスのアカイタヤが散生しますが、先駆的な樹種を含むことから代償植生（二次林）と考えられ、「植生自然度 9」には該当しないと判断しております。 なお、準備書段階の対象事業実施区域の設定においては、これら詳細な現地調査結果を基に、P38 のとおり、自然度の高い植生については環境影響回

No.	意見書	事業者の見解
	じていただきたい。 P669 自然度の高い植生が確認された範囲は、対象事業実施区域から事前に除外した、と記載されているが、何度も記載のとおり、植生自然度9のエゾイタヤ-ミズナラ群落は対象事業区域に入っている。	避の観点から事前に除外致しました。
1-18	P669 仮説の沈砂池等濁水対策工を先行すると記載されている。仮説ということは、本施設設置時には撤去するのか？どういった対策工になるのか、事前の説明が必要ではないかと思う。	ここでいう沈砂池とは、工事に伴い発生する排水に対し設けるもので、ご指摘の通り仮設のものになります。本設排水経路には、ふとんかご式沈砂池を設置いたします。
1-19	P669 既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめると記載されています。 既存林道等については、森林整備で今後も使用されるものと思われ、林内も作業機械が走行するなど、人工林の機能を維持増進していくためには、森林整備がかかせません。 道路の法面緑化の説明からすると、法面がつくほどの改変がなされると、森林の作業機械の走行に支障となるのではないかと危惧しています。地球環境の保全のためには、森林整備はかせず、どういった道路が敷設されるのか、十分、森林所有者及び地元行政と協議がなされているのでしょうか。また、アスファルト舗装は、自然環境を悪化させ、浸透もせず、作業機械の通行にも支障をきたします。道路のアスファルト舗装の有無についても、説明すべきかと思います。	本事業を計画するにあたっては、既存林道を最大限活用すること等により、改変を最小化し、森林伐採を可能な限り少なくする計画としています。 森林の作業機械の走行については、施業関係者と事前協議を行い、道路の舗装方法も含めて活動に支障が生じないよう対策を講じて参ります。なお詳細は検討中になりますが、勾配が厳しい箇所等で、アスファルト舗装をする可能性はございます。

(意見書 2)

No.	意見書	事業者の見解
2-1	1. 対象事業実施区域で確認されている希少鳥類の生息状況からみた意見 (1) ヒシクイ 貴社が取得したデータから、ヒシクイは主に10月に能取湖西岸を中継地および埒として利用し、日中は対象事業実施区域(以下、計画地と言う)の西側に広がる畑地を採餌場所として、頻繁に計画地内を通過していることが確認できる。 ヒシクイなどの大型鳥類は空中での飛行操作性が低いことから、悪天候時は風力発電施設(以下、風車と言う)を避けるような行動を取りがたく、風車への衝突リスクが高い種である。また、貴社の取得データによれば、計画地を通過するヒシクイの飛行高度は高度M(風車のローター高)がほとんどである。そして、埒と餌場の行き来はヒシクイの能取湖周辺での滞在中に毎日繰り返される。これらのことから、本計画地におけるヒ	ヒシクイについて、秋季の渡り時期に対象事業実施区域を東西に飛翔横断する個体が多数確認されたため、風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクが低減できるよう検討しております。障壁影響につきましては、飛翔横断が多数確認された箇所の風力発電機の設置間隔は約500m確保されていることから、飛翔可能空間も十分に確保できていると考えております。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
	シクイの生息状況においては、1羽当たりの風車への衝突確率が非常に高くなると考える。一方、ヒシクイなどのカモ科の鳥類では天候の良いときには風車を避けて飛ぶ障壁影響が生じることが知られているが、貴社が風車建設後の保全措置として飛来時期に風車の稼働を止める稼働制限を行っても、この障壁影響を解消することはできない。 これらを鑑みると、計画地に風車を建てるとヒシクイのバードストライクが多く発生すること、また、障壁影響が頻発することで計画地西側の餌場を放棄することが予測され、これらが長年に渡り繰り返されることで、オホーツク海沿岸を通過して根釧地域で越冬するヒシクイの個体群の存続に対し影響を与える可能性がある。 そのため、ヒシクイが利用する場所(北端から数えて10基めまで)での風車の建設を避け、ヒシクイに対する影響を回避すべきである。	
2-2	(2) マガン 貴社が取得したデータから、マガンは主に10月に能取湖西岸を中継地および唄として利用し、日中は計画地の西側に広がる畑地を採餌場所として、頻繁に計画地内を通過していることが確認できる。 マガンなどの大型鳥類は上記①のヒシクイと同様、空中での飛行操作性が低いことから悪天候時は風車を避けるような行動を取りがたく、風車への衝突リスクが高い種である。また、貴社の取得データによれば、計画地を通過するマガンの飛行高度には高度Mが含まれている。一方、天候の良いときには風車を避けて飛ぶ障壁影響が生じることが知られている。 これらを鑑みると、計画地に風車を建てるとマガンのバードストライクが少なからず発生すること、また、障壁影響が頻発することで計画地西側の餌場を放棄することが予測され、これらが長年に渡り繰り返されることで、オホーツク海沿岸を通過して根釧地域で越冬するマガンの個体群の存続に対し影響を与える可能性がある。 そのため、マガンが利用する場所(北端から数えて3～7基めまで)での風車建設を避け、マガンに対する影響を回避すべきである。	マガンについて、ヒシクイ同様に秋季の渡り時期に対象事業実施区域を東西に飛翔横断する個体が多数確認されたため、風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクが低減できるよう検討しております。障壁影響につきましては、飛翔横断が多数確認された箇所の風力発電機の設置間隔は約500m確保されていることから、飛翔可能空間も十分に確保できていると考えております。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。
2-3	(3) オオジシギ 貴社が取得したデータから、オオジシギは繁殖期に計画地内で生息していることが確認できる。 オオジシギは2000年以降になって本州以南のみならず北海道でも個体数の減少が懸念されており、また、近年の豪州での越冬環境の悪化(宅地開発、異常乾燥、野火等による生息環境の消失)から、急速に個体数が減少することが懸念されている。 オオジシギは繁殖期(4～6月)になわばり周辺の上空でディスプレイフライトを行うが、その際に行う旋回飛行は高度50～100mと高度Mの範囲で行われるため、オ	オオジシギについて、高度M飛翔が確認されなかったため、ブレード、タワーへの接近・接触に係る影響は低いと予測しておりますが、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、ご指摘の事項も踏まえて、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。

No.	意見書	事業者の見解
	オジシギは風車への衝突リスクが高い種と言える。これらを鑑みると、オオジシギが利用する場所(北端から数えて4～6期めの範囲)での風車建設を避け、オオジシギに対する影響を回避すべきである。	
2-4	(4) オジロワシ 飛翔図や詳細な調査結果は記載されていないが、貴社のデータによると調査期間中に計画地内外で1,917例の飛翔を、また、5つがいの繁殖を確認している。国内外の事例をみても、オジロワシは風車への衝突リスクが非常に高い種であり、日本や欧州各国でオジロワシのバードストライク対策が講じられている状況である。 これらを鑑みると、計画地において渡りの時期や越冬期にオジロワシが利用する場所、および繁殖期については営巣地から半径3,000m以内での風車建設を避け、オジロワシに対する影響を回避すべきである。そうしなければ、長年に渡りバードストライクの発生が繰り返されることで、計画地周辺で繁殖するオジロワシおよびオホーツク海沿岸を通過して根釧地域で越冬するオジロワシの個体群の存続に対し影響を与える可能性がある。 また、風車建設後も計画地周辺で繁殖するオジロワシがあれば、その行動や繁殖状況をモニタリングしていく必要がある。	オジロワシについては、衝突リスクが高い種であることから、とまりや高度M飛翔が多く確認された南側範囲を対象事業実施区域から事前に除外し、風力発電機の配置検討前段階から、そのリスク低減に努めた次第です。 また、風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクがより低減できるよう検討しております。この結果、渡り個体、滞在個体(越冬期・非越冬期/繁殖個体)ともブレード、タワーへの接近・接触に係る影響は低いと予測しておりますが、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証するとともに、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
2-5	(5) オオワシ 貴社が取得したデータから、オオワシは主に12・2・3月に計画地とその周辺を利用、計画地内を飛翔していることが確認できる。 オオワシにおけるバードストライクの発生はそれほど多くは確認されていないため、風車への衝突リスクが高い種とは言えないが、しかし、貴社のデータでは高度Mでの飛行が多いことから、気象等の条件によっては一定程度のバードストライクが発生する可能性は否定できない。また、当会が2014年11月に北海道・宗谷岬で行った調査の結果から、オオワシにおいては風車を避けて飛ぶ障壁影響が頻繁に生じることが知られている。 これらを鑑みると、計画地に風車を建てるとオオワシのバードストライクが発生する可能性があること、また、障壁影響が頻発することで計画地を渡り経路として放棄することが予測され、これらが長年に渡り繰り返されることで、オホーツク海沿岸を通過して根釧地	オオワシについては、とまりや高度M飛翔が多く確認された南側範囲を対象事業実施区域から事前に除外し、風力発電機の配置検討前段階から、その衝突リスク低減に努めた次第です。 障壁影響につきましては、風力発電機の設置間隔は概ね約500m確保されていることから、飛翔可能空間も十分に確保できていると考えており、また本種の出現状況を見ると、常呂川沿い及び能取湖畔の移動飛翔が多く、これに比べると風力発電機が設置される尾根上を跨ぐ飛翔頻度は少ないことから、年間衝突回数を踏まえてもブレード、タワーへの接近・接触に係る影響は低いと予測しております。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を

No.	意見書	事業者の見解
	域で越冬するオオワシの個体群の存続に対し影響を与える可能性がある。 そのため、オオワシが利用する場所（北端から数えて1～12 基めまで）での風車建設を避け、オオワシに対する影響を回避すべきである。	稼働後に検証する予定です。
2-6	(6)チュウヒ 貴社が取得したデータから、チュウヒが9月および4月のおそらく移動期に計画地を通過したことが確認できる。 これまでに国内ではチュウヒにおいてバードストライクが生じている事例は報告されていないものの、生態が非常に近いヨーロッパチュウヒおよびハイイロチュウヒではそれが確認されていることから、現時点では風車への衝突リスクが低い種とは言えない。 貴社の取得データでは両方とも高度Mで計画地を通過していること、またチュウヒは近年になって国内希少野生動植物種に指定されるなど保護すべき鳥類の種として非常に注目されていることから、チュウヒが利用する場所（北端から数えて4～5 および9～10 基め）での風車建設を避け、チュウヒに対する影響を回避すべきである。	チュウヒについて、確認頻度及び年間衝突回数を踏まえても、ブレード、タワーへの接近・接触に係る影響は低いと予測しておりますが、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、ご指摘の事項も踏まえて、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。
2-7	(7)ハイタカ・オオタカ・クマタカ 貴社が取得したデータから、これら3種の鳥類が繁殖期に計画地内で行動していることが確認できる。 これまでに国内でこれら3種においてバードストライクが生じている事例が報告されていることから、現時点では風車への衝突リスクが低い種とは言えない。 貴社の取得データでは3種とも高度Mで計画地内を飛翔していること、また、これらは保護すべき鳥類の種として注目されていることから、これらが利用する場所での風車建設を避けるなどして、影響を回避すべきである。	クマタカについては、とまりや高度M飛翔が多く確認された南側範囲を対象事業実施区域から事前に除外し、風力発電機の配置検討前段階から、その衝突リスク低減に努めた次第で、ハイタカ・オオタカを含めたこれら3種においては、年間衝突回数を踏まえても、ブレード、タワーへの接近・接触に係る影響は低いと予測しております。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。
2-8	(8)クマゲラ 貴社が取得したデータから、少なくとも一つがいのクマゲラが繁殖期に計画地内に生息していることを確認している。 これまでに国内ではクマゲラにおいてバードストライクが生じている事例は報告されていないものの、同じキツキ科のアカゲラでは確認されていることから、クマゲラが風車への衝突リスクが低い種とはいき切れない。 クマゲラが天然記念物に指定されていることも考えると、クマゲラの繁殖期の行動圏となる営巣木および食痕が多いエリアから半径1kmの範囲での風車建設を避	クマゲラについては、森林性であるため、事業にあたっては、環境保全措置として、地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめ、樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は地盤の状況に応じた適切な緑化を行い、現状の植生への早期回復をはかることから、生息繁殖環境への影響は小さいと予測しております。 衝突リスクについては、高度M飛翔が確認されなかったため、ブレード、

No.	意見書	事業者の見解
	け、クマガラに対して影響が発生しないように配慮すべきである。	タワーへの接近・接触に係る影響は低いと予測しておりますが、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、ご指摘の事項も踏まえて、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。
2-9	2. 事業計画全体について (1) 繁殖期、渡り期に計画地とその周辺を利用する絶滅危惧種の鳥類が非常に多く、計画地に風車を建設すると、これらの鳥類に対しバードストライクおよび障壁影響を含む生息地放棄などの影響を引き起こすと考えられる。そして、そのことが計画地周辺で繁殖する鳥類およびオホーツク海沿岸を通過して根釧地域で越冬する鳥類の個体群の存続に対し影響を与える可能性がある。 それらのことから、風車の配置計画のみならず、事業計画そのものを見直して、風車の建設による当該地域の鳥類およびその個体群への影響を回避すべきである。	事業の計画策定においては、海ワシ類のとりや高度 M 飛翔が多く確認された南側範囲を対象事業実施区域から事前に除外し、風力発電機の配置検討前段階から、そのリスク低減に努めた次第です。 また、風力発電機の配置においては、ガン類やハクチョウ類、海ワシ類を対象に事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクがより低減できるよう検討しております。影響予測はこの配置を基に検討しており、各種のブレード、タワーへの接近・接触に係る影響は低いものと予測しております。ただし、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証するとともに、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
2-10	(2) 準備書にある保全措置はどれも「保全措置を実施で事業者の実行可能な範囲で影響が回避低減される」と一般的なことしか記載されていない。本来であれば、種ごとに保全措置を検討すべきであり、複数の専門家に種ごとに予測評価の結果について意見を求めたうえで、十分な回避低減が確認できなければ、事業を抜本的に見直すべきである。	種ごとの環境保全措置は、表 10.1.4. 1-26 において環境影響要因ごとに整理記載しております。ただし、ブレード、タワーへの接近・接触に係る影響の予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証するとともに、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。

(意見書 3)

No.	意見書	事業者の見解
3-1	コウモリ類について 欧米での風力アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本準備書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見はそれぞれが関連していることから集約・要約しないこと。	ご意見は原文のとおり記載いたしました。
3-2	1. 方法書縦覧の前にコウモリ類の専門家にヒアリングを行わなかったにもかかわらず、後から調査手法を追加した経緯を述べること。	方法書段階(平成24年時点)では風力発電機のコウモリ類への影響が国内では顕在化していなかったため、コウモリ類の専門家にはヒアリングを行いませんでした。しかしながら、近年、国内でもバットストライクが懸念されるようになったことから、コウモリ類の適切な影響予測評価を目的に、準備書段階では自主的にコウモリ類についても各種調査を追加した次第です。
3-3	2. P241の「コウモリ捕獲調査:2季(春季、秋季)」において、春季調査として「平成30年8月7~8日」に実施されているが、当該地域においてはこの時期は春季であるのか。	申し訳ございません、誤記となります。P241の「コウモリ捕獲調査」は「2季(夏季、秋季)」に訂正させて頂き、「平成30年8月7~8日」は夏季調査に該当いたします。
3-4	3. P241の「コウモリ捕獲調査:2季(春季、秋季)」において、秋季調査として「平成30年8月27~28日」に実施しているが、8月下旬を秋季とした合理的理由を述べること。	秋季調査は育雛期明けをイメージしており、育雛明けは8月下旬頃のため、実施予定日の天気予報も踏まえ記載の月日に実施いたしました。
3-5	4. P241の「コウモリ捕獲調査:2季(春季、秋季)」では、春季調査として「平成30年8月7日~8日」に実施されているが、P402の「コウモリ捕獲調査」では、「夏季(平成30年8月7日~8日)」と記載されている。春季と夏季の区分をどのように行ったのか理由を述べること。	申し訳ございません、P241の記載内容は誤記となり、「2季(夏季、秋季)」に訂正させて頂き、夏季調査は育雛期、秋季調査は育雛期明けをイメージしております。 評価書では、該当の箇所を適切に修正致します。
3-6	5. P403の図においてコウモリ類の捕獲調査が1地点のみである。この1地点で当該地域のコウモリ相が把握できる根拠を示すこと。	コウモリ類の捕獲調査地点はP403の図に示したとおりトラップ設置地点MT-2及びMT-8付近の2地点となります。なお、捕獲調査は、バットディテクターによるコウモリ類の調査結果(エコケーションコールが多い箇所等)、かつ捕獲に適した環境(かすみ網やハーブトラップの設置に適したコウモリ類の通り道となるような林道や河川)

No.	意見書	事業者の見解
		から選定した結果、この 2 地点に限定させて頂いております。捕獲の結果、この 2 地点で計 4 種のコウモリ類が捕獲され、うち 3 種は既存文献記録種であり、かつ文献記録種の半分を占めているため、対象事業実施区域周辺に生息する種のある程度は把握できたものと考えております。
3-7	6. P404 の高所録音の結果は表を用いて説明し、月別、高さ別の確認事例数も示すこと。	結果内容を整理の上、評価書において記載を検討致します。
3-8	7. 高所録音のマイク高が 10m と 30m で、20-30kHz の出現が 30m よりも 10m の方が圧倒的に多いことは、近くに「集団ねぐら」があることを示唆している。従って、高所音声地点における発電機の設置は回避すべきである。	高さ別のエコロケーションコール確認比率も踏まえ予測した結果、各種のバットストライクの影響は小さいと考えておりますが、この予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
3-9	8. 高所録音のマイク高は 10m と 30m で、その差が 20m しかないことは、明らかにダブルカウントしているファイルがある。各ファイルで解析したパルスの pf 値およびその時の dB 値を時刻とともにすべて示すこと。	結果内容を整理の上、評価書において記載を検討致します。
3-10	9. 高所録音の結果と風速との関連を示すこと。風況計測を実施していない高所音声調査は風力発電アセスメントにおいて明らかな設計ミスである。	ご指摘も踏まえ、評価書において記載を検討致します。
3-11	10. P439 の重要な哺乳類の確認状況において、多くのコウモリ類の確認が「対象事業実施区域外」で確認されているが、そもそも捕獲調査が区域外の 1 地点しか設定されておらず、影響予測が行えるデータが得られていない。これに基づいた予測評価は不適切である。	コウモリ類の捕獲調査地点は P403 の図に示したとおりトラップ設置地点 MT-2 及び MT-8 付近の 2 地点となります。なお、捕獲調査は、バットディテクターによるコウモリ類の調査結果（エコロケーションコールが多い箇所等）、かつ捕獲に適した環境（かすみ網やハーブトラップの設置に適したコウモリ類の通り道となるような林道や河川）から選定した結果、この 2 地点に限定させて頂いております。捕獲の結果、この 2 地点で計 4 種のコウモリ類が捕獲され、うち 3 種は既存文献記録種であり、かつ文献記録種の半分を占めているため、対象事業実施区域周辺に生息する種のある程度は把握できたものと考えております。また、予測においては、捕獲された種の生息環境、バットディテクターの調査結果（周波数帯別の確認箇所）及び高所録音調査結果を基に総合的な見地からコウモリ類の影響

No.	意見書	事業者の見解
		を検討しております。
3-12	11. P554 から P557 の各コウモリ類の影響予測における「改変による生息環境の減少・消失」において、「対象事業実施区域外で○箇所(と、改変影響の及ばない地域)で確認されていることから…中略…生息環境への影響は小さいと予想される」と記述されているが、そもそも捕獲調査地点は区域外の 1 箇所のみで、区域内には設定されていない。すなわち、意図的に区域外に調査地点を設定し、たとえコウモリが捕獲されても影響は少ないと結論する不誠実なアセスメントである。	コウモリ類の捕獲調査地点は P403 の図に示したとおりトラップ設置地点 MT-2 及び MT-8 付近の 2 地点となります。なお、捕獲調査は、バットディテクターによるコウモリ類の調査結果（エコロケーションコールが多い箇所等）、かつ捕獲に適した環境（かすみ網やハーブトラップの設置に適したコウモリ類の通り道となるような林道や河川）から選定した結果、この 2 地点に限定させて頂いております。捕獲の結果、この 2 地点で計 4 種のコウモリ類が捕獲され、うち 3 種は既存文献記録種であり、かつ文献記録種の半分を占めているため、対象事業実施区域周辺に生息する種のある程度は把握できたものと考えております。
3-13	12. P554 から P557 の各コウモリ類の影響予測における「ブレード、タワーへの接近・接触」において、「本種が該当する周波数帯 30-50kHz の確認状況を見ると、バットディテクターにより対象事業実施区域内では反応はなかったこと、高所録音により高さ 30m(ブレード回転域下端)の確認例数も少なかったことから、ブレード回転域の高度を飛翔する頻度は低く環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時のライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は許認可協議をもとに可能な限り常時点滅とすることから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予想される」と記述されているが、使用する風力発電機の下端は地上高 29m であり、30m のマイク高から上空 20-30m からでも発生された音声は録音される。すなわち、調査結果はブレード回転域内で記録された音声である。水平高の問題ではない。マイクの録音方向および探知範囲を示して予測評価を見直すこと。	マイクの録音方向については 10m 及び 30m とともに水平方向に設置しております。録音の探知範囲については、今回採用した録音機のマイク（Wildlife Acoustics 製の SMM_U1）の性能は、同社の方でも確実な録音可能な距離を示しておらず、コウモリ類は種によって音波の強弱が異なり、通過時の角度や速度などで録音状況が変わってきますので、一概に録音可能な距離範囲を示すことは困難と考えます。

No.	意見書	事業者の見解
3-14	13. P554 から P557 の各コウモリ類の影響予測における「ブレード、タワーへの接近・接触」において、「本種が該当する周波数帯 30-50kHz の確認状況を見ると、バットディテクターにより対象事業実施区域内では反応はなかったこと、高所録音により高さ 30m（ブレード回転域下端）の確認例も少なかったことから、ブレード回転域の高度を飛行する頻度は低く環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時のライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は許認可協議をもとに可能な限り常時点灯とすることから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予想される」と記述されているが、確認例が少ないことは当該地域におけるコ 30-50kHz のコウモリ類の生息数は少ないと仮定され、地域生態系の保全を行う上では生息数の少ない種に重点を置くべきである。	コウモリ類は重要な種に該当するものが多く、また生態系のバランスを保つ上で重要な役割を果たす動物群とされているため、本準備書では、周波数帯の確認の多少に拘らず、コウモリ目 1(20～30kHz)、コウモリ目 2(30～50kHz)として、事業による影響予測を適切に実施しております。
3-15	14. P554 から P557 の各コウモリ類の影響予測における「ブレード、タワーへの接近・接触」において、「本種が該当する周波数帯 30-50kHz の確認状況を見ると、バットディテクターにより対象事業実施区域内では反応はなかったこと、高所録音により高さ 30m（ブレード回転域下端）の確認例も少なかったことから、ブレード回転域の高度を飛行する頻度は低く環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時のライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は許認可協議をもとに可能な限り常時点灯とすることから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予想される」と記述されているが、なぜ捕獲種と高所調査で記録された周波数帯のコウモリを同一と見なすのか理由を説明すること。	高所録音調査結果では確実に種まで特定できるデータは少ないため、予測においては、高所録音調査結果を周波数帯別に分類し、捕獲された種の周波数帯から、その可能性も含めて、各種の影響を検討しております。
3-16	15. P558 のコウモリ目 1 の影響予測において、ヤマコウモリ（環境省絶滅危惧種）が該当しない理由を述べよ。	コウモリ目 1 (20～30kHz)について、種までの同定ができなかったため、既存文献記録種の周波数帯から該当可能性のある種を記載しております。つまり、ヤマコウモリについては、既存文献記録種でないため、記載がない次第です。
3-17	16. P558 のコウモリ目 1 の影響予測における「改変による生息環境の減少・消失」において、「確認地点の 8 箇所内、改変区域内で 1 箇所確認されているが、多くが改変影響の及ばない地域で確認されている」と記述されているが、P440-442 の図では確認地点の 8 箇所が良く分からない。改変区域内外の箇所を述べるのであれば、引き出し線等を用いて丁寧な作図を行う必要がある。	本準備書では拡大図も用いて示しましたが、ご指摘を踏まえて、評価書においてはより見やすい丁寧な図面作成を検討致します。

No.	意見書	事業者の見解
3-18	17. P558 のコウモリ目 1 の影響予測における「改変による生息環境の減少・消失」において、「確認地点の 8 箇所内、改変区域内で 1 箇所確認されているが、多くが改変影響の及ばない地域で確認されている」と記述されている。しかし、ほぼ改変区域内に見える高所調査地点では、4430 例確認されており、前述の記述は破綻している。さらに「7」で示したように、高所調査地点には「集団ねぐら」が存在している可能性が高いため、改変によって生息環境が消失する可能性は極めて高いと予測評価すべきである。	高所録音調査の地点は改変区域外に位置しております。 また、予測においては、バットディテクターの調査結果（周波数帯別の確認箇所）及び高所録音調査結果を基に総合的な見地から検討しており、各種のバットストライクの影響は小さいと考えておりますが、この予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
3-19	18. P558 のコウモリ目 1 の影響予測における「ブレード、タワーへの接近・接触」において、「バットディテクターにより対象事業実施区域内の 2 箇所で反応があり、また高所録音により高さ 30m（ブレード回転域下端）の確認例もあることから」と記述されているが、「17」で示した「改変区域内で 1 箇所」と異なっている。このような根拠に整合性のない予測評価はその言質とともに信頼性を失っている。丁寧な予測評価を行うべきである。	バットディテクターによるコウモリ目 1 の対象事業実施区域内における現地調査確認箇所は、P439 に記載のとおり対象事業実施区域内(改変区域内)で 1 箇所、対象事業実施区域内(改変区域外)で 1 箇所、P558 のご指摘の箇所との整合性は図られているものと考えております。
3-20	19. P558 のコウモリ目 1 の影響予測における「ブレード、タワーへの接近・接触」において、「環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時のライトアップは実施せず」と記述されているが、ライトアップを実施する旨の記載は配慮書から確定していたことなのか。そもそも設計されていないライトアップを「しない」事が環境保全措置に相当するはずがない。もし、ライトアップを実施することが予定されていたのならば、これまでの配慮書、方法書および本準備書の照明機器が示された設計図のページを示すこと。	ライトアップの実施について、方法書時点では検討段階であり、照明機器に関する設計図はありませんでした。なお、本事業は経過措置案件のため、配慮書は作成しておりません。
3-21	20. 縦覧前に本準備書の内容についてコウモリの専門家から意見を聞かなかった理由を述べよ。	予測結果から大きな影響は懸念されないと考えられたため専門家等へのヒアリングは実施しませんでした。
3-22	21. 事後調査は調査前にコウモリ類の専門家と協議を行い、調査頻度等の手法を決めること。	事後調査の調査頻度等については、ご指摘いただいた、風速と録音結果との関係性や月別の高さ別に調査結果を整理したうえで、専門家ヒアリングの実施を検討いたします。
3-23	22. 事後調査報告書は期間を定めずにすべて公表すること。	事後調査の結果は、環境影響評価法に則り、報告書を取りまとめて関係機関へ提出、公表する予定です。
3-24	23. 高所調査で使用したバットディテクターの機種を記載すること。以上	今回採用した録音機は Wildlife Acoustics 製の SM4BAT FS、マイクは同

No.	意見書	事業者の見解
		社製の SMM_U1 です。

(意見書 4)

No.	意見書	事業者の見解
4-1	①景観 景観に関しては計画地から概ね 9km の範囲に対して予測評価しています。風車が仰角 1 度に見える範囲ということで設定したと説明がありましたが、計画地の特性を考えると十分とは言えません。計画地は私が申し上げるまでもなく網走国定公園に隣接する地域です。国定公園の指定理由の中には優れた自然景観と言うのが当然含まれるわけです。公園地域からの自然景観の眺望はその公園の大きな魅力なのです。よって国定公園地域から、建設される巨大風車がどう見えるかという眺望に対しての正しい評価が必要と考えます。準備書の段階でそのような要望意見がなかったと説明がありました。しかし貴社が過去に北海道において建設してきた風力発電施設の経緯に関して考えるのなら、当然計画段階において貴社内部から国定公園の隣接した地域として景観の評価をしていこうと言う考えが出るのが必然と考えます。それがなかったのであれば残念なことですし、何か恣意的なものを感じます。準備書の「表 3.1-40」の地点は少なすぎませんか、北の大地に対する景観の想像力がなさすぎませんか。 例えば宗谷岬風力発電施設は利尻礼文航路から眺めると、宗谷丘陵の上に風車が乱立しとても美しい景観とは感じられないでしょう。苫前風力発電施設は天売焼尻航路から眺めると、丘の上に不自然に並ぶ風車群が眺められます。それはとても美しい風景ではないでしょう。景観に対する感じ方は人それぞれです。しかし北海道の自然景観と言うものを思い考えたのなら答えは多くないだろうと感じます。宗谷岬の風車群が観光ポスターに使われているという説明がありましたが、宗谷岬の自然景観や日本最大の周氷河地形の北海道遺産の指定理由などを考えると、地元の担当者があまりにも地域の自然のことを理解していないのではないかと残念に思うのは私だけでしょうか。 このアセス準備書では景観を評価する場所が少な過ぎる正当な評価がされていないと感じます。申し上げたように国定公園地域から見える建設予定地の景観をきちんと評価すべきです。天都山から、流氷観光船オーロラ号から、佐呂間町の幌岩山展望台から、そして能取岬から。特に能取岬からの眺望は、海を挟んで真西に風車建設予定地丘陵があります。建設予定地の丘陵はスカイラインになっています。右に記念塔、左に幌岩山が見えています。そこに 150m の巨大風車が建つわけです。観光シーズンの春から秋にかけて能取岬に夕景を眺めに訪れた観光客はハズレなく風車群に落ちていく夕日を眺めるわけです。北海道に雄大な自然景観を求めて訪れた観光客はどう感ずるでしょう。果たして巨大風車の立つ丘陵に落ちていく夕陽は国定公園の自	準備書表 3.1-40 及び表 3.1-41 に示しますように、国定公園地域における眺望点として、サロマ湖、栄浦駐車公園及び常呂遺跡を選定しています。 ご指摘の天都山、流氷観光砕氷船おーろら号コース、幌岩山展望台及び能取岬については、風力発電機から 9.2km 以上の離隔があり垂直見込み角 1 度未満となることから選定していません。 常呂町をはじめとする周辺住民のみなさま、並びに関係自治体の皆様には、今後とも丁寧な説明をさせていただく所存です。

No.	意見書	事業者の見解
	然風景として相応しい物でしょうか。私は時間とお金を使い出かけて行ってまでして、そんな風景は見たくはありません。 貴社の企業ヴィジョンからも後退するともいえる準備書説明だったと私は感じました。 景観に対しては特に常呂町住民には地元広報紙を通じてなど丁寧な説明が必要と考えます。また網走市、北海道などにも丁寧な説明がされるべきと考えます。	
4-2	②鳥類調査 鳥類調査を2年で行い評価していますが不十分です。2年の調査と言う根拠が極めて曖昧です。 私は同じオホーツク管内で年間90日以上40年近くも鳥の調査をしています、未だに解らないことだらけです。 オジロワシに関して申し上げるのなら、私も地元で繁殖するオジロワシを見ているのですが、行動圏はある年突然変わることもありました。巣の位置も変わることもありましたが新しくできることもありました。追跡調査を1年行うとありましたが、それで何を見るのですか、結果で何を判断し、何に活かそうとするのですか。 オジロワシの風車衝突死亡閾値を0.05/年（20年で1羽）と見積もっていましたが、その予測を超えた場合の対処はどうしますか。私は閾値を設けたのであればもしも風車建設が出来運転されたのなら、日々検査とともにオジロワシの行動モニタリングはするべきです。そして万が一衝突事故が発生したのなら当該風車を止めて検討すべきであると考えます。結果当該風車の運転中止という選択肢もあって当然だと私は思います。それが風力発電施設運営会社の社会的責任ではないでしょうか。それをここに明記し説明する必要があると考えます。貴社が建設した苫前風力発電施設ではオジロワシの衝突事故が異常とも思える多い風車がありますが、止めることもなく運行されているのは極めて異常なことだと私は思います。そんな前例にならうことのないように願いたいです。 それから余談ですが、説明会で使われた資料のP28「オジロワシ」の写真が載っていますが、これは「オオワシ」の1年目の若鳥ですね。単純な間違いなのか勘違いなのか、そう思いたいですが、この資料は鳥類調査を請け負ったコンサル会社も関係しているでしょうからちょっと不安になりますね。	事後調査（追跡調査）については、P836に記載のとおり、施設の稼働後にバードストライクの発生の有無を確認し、その調査結果をふまえ、専門家等の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じてさらなる効果的な環境保全を講じるために実施いたします。 オジロワシについては、衝突リスクが高い種であることから、とまりや高度M飛翔が多く確認された南側範囲を対象事業実施区域から事前に除外し、風力発電機の配置検討前段階から、そのリスク低減に努めた次第です。また、風力発電機の配置においては、事前に対象事業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクがより低減できるよう検討しております。影響予測はこの配置を基に検討しており、滞在個体（越冬期・非越冬期/繁殖個体）ともブレード、タワーへの接近・接触に係る影響は低いと予測しておりますが、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証する予定です。 また、説明会資料の掲載写真に不備があり、申し訳ございませんでした。ご指摘のとおり「オオワシ」です。

No.	意見書	事業者の見解
4-3	③低周波による人的被害 風車から一番近い人家は900mです。この人家に限らず低周波の被害に関する対策をもっと具体的に示してほしい。低周波被害は個人差があると言われていますが、外見で異常が判断できない体調不良を住民が訴えた場合の対策が十分なのでしょうか。作ってみなければ分からない、動かしてみなければ分からないでは準備書の意味はありません。	準備書に示しますように、予測結果は「超低周波音を感じる最小音圧レベル」の基準値を大きく下回っていることから、影響は極めて小さいと考えられます。したがって、現時点では低周波の被害に関する対策は想定していません。 なお、ご指摘の通り、騒音に関しては感じ方に個人差があることも想定されますので、施設の稼働後に、騒音が気になる等の連絡を受けた場合には、速やかにヒアリングを行うとともに、必要に応じて調査を行い、適切な対策を図る所存です。
4-4	④風車の影、及びシャードーフリッカーによる影響の予測 風車の影、シャードーフリッカーの影響の説明がありましたが、不十分と考えます。この風力発電施設は人家や市街地に近いのでこの影響についてはもっと慎重に考えるべきと考えます。説明会では言葉だけの説明に終始し具体的にイメージできませんでした。もっと丁寧な説明責任を果たしていただきたいです。日本には基準がないということですが住民第一で考えるべきことだと思います。	今後の説明会等の場では、シャードーフリッカーについて、映像を交えるなど、説明方法の工夫を検討いたします。

(意見書 5)

No.	意見書	事業者の見解
5-1	・バードストライクへの影響の調査について(事後調査) 頻度、時期、相談・報告する専門機関について明記して頂きたい。結果を情報公開して頂きたい。	事後調査はP836に記載のとおり、計画しております。また、この結果については、環境影響評価法に則り、報告書を取りまとめた関係機関へ提出し、一般へ公表する予定です。
5-2	・バードストライクの予防対策 国では、対策として印や色をつけるなどの効果を調査研究しているので、ぜひ有効と考えられているものを取り入れて頂きたい。 (意見の理由)設置後のバードストライクをできるだけ避けたいから。その後の経過も調査して情報公開してもらいたいから。 自然エネルギーの普及を切に願っております。	バードストライクへの対策として、ブレードへの彩色塗、タワーやナセルへの目玉マークを貼付するなどにより視認性を高めるという方法等があるのは認識しており、当社の他の風力発電所で導入した事例がございます。一方で風車が目立つ塗装となってしまうため、本事業では景観への配慮から、視認性を高める措置を実施しない計画としております。 事後調査結果を踏まえ、必要に応じてご指摘いただいた方法も含め、状況に応じた効果的な環境保全措置を講じる所存です。 当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一

No.	意見書	事業者の見解
		助となることを本事業推進の重要な目的の一つとしております。地域の自然・生活環境にも十分配慮して事業を推進して参ります。

(意見書 6)

No.	意見書	事業者の見解
6-1	1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	ご意見は要約せず、全文を公開いたします。また、ご意見それぞれに回答し、順番の並び替えも致しません。
6-2	2. 本事業は風力発電事業だが、本準備書で風速とコウモリの活動量の相関を一切考察しない合理的理由は何か？	ご指摘を踏まえ、現地の風速とコウモリの活動量の相関を整理し、評価書において記載するよう検討致します。
6-3	3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）以下であってもブレードは回転するのか？	準備書段階では風力発電機の具体的機種が決定していないため、ご指摘の事項については、現時点で不明となります。
6-4	4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？	準備書段階では風力発電機の具体的機種が決定していないため、ご指摘の事項については、現時点で不明となります。
6-5	5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？	準備書段階では風力発電機の具体的機種が決定していないため、ご指摘の事項については、現時点で不明となります。
6-6	6. P558 コウモリ目 1(20 ～30kHz)への予測結果（ブレード、タワーへの接近接触）について 「環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時のライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は、許認可協議をもとに可能な限り常時点滅とすることから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される」とあるが、ライトアップをしていなくてもバットストライクが大量に発生しているのは、国内でも明らかとなっている（※1～6）。 <u>上記予測「ライトアップは実施しないので、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される」は科学的根拠の欠加した、事業者及びその委託先</u>	ライトアップは餌動物の昆虫類を誘引し、これに伴いコウモリ類を誘引する可能性があるため、風力発電機のライトアップを実施しないことにより、影響の低減は図れると考えております。

No.	意見書	事業者の見解
	の主観に過ぎない。 ※1 ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※2 ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※3 コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」平成 31 年 4 月、岩手県 ※4 ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※5 コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※6 45 個体(4 種、1~32 個体)、2015, 07 までに調べた 12 事業中 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017)	
6-7	7. P558 コウモリ目 1(20~30kHz)への予測結果(ブレード、タワーへの接近接触)について 「環境保全措置として、餌動物である昆虫類を極力誘引しないよう、夜間稼働時のライトアップは実施せず、航空法上必要な航空障害灯は、許認可協議をもとに可能な限り常時点滅とすることから、ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低いと予測される」とあるが、ライトアップをしていなくてもバットストライクは大量に発生している※1~6 これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。 ※1 ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県 ※2 ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※3 コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業環境影響評価報告書」平成 31 年 4 月、岩手県 ※4 ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種	ライトアップは餌動物の昆虫類を誘引し、これに伴いコウモリ類を誘引する可能性があるため、風力発電機のライトアップを実施しないことにより、影響の低減は図れると考えております。

No.	意見書	事業者の見解
	不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県 ※5 コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道 ※6 45 個体（4 種、1～32 個体）、2015, 07 までに調べた 12 事業中 6 事業、「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017）	
6-8	8. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を行うこと」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。益獣が減れば住民に不利益が生じる。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010	カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリングの実施について、バットストライクの影響も小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。ただし、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
6-9	9. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 1 「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。	「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更も含め、影響発生要因をなくすこと、あるいは保全対象から十分な離隔を確保することなどの対応を図ることと考えています。一方、 「影響の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の見直しも含め、対策を検討、適用することと考えています。
6-10	10. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 2 事業者らはコウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げたが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	「ライトアップをしない」ことは、餌動物となる昆虫類が風力発電機に誘引される原因のひとつを取り除くことにより、餌を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近飛翔頻度を低下させることを目的としておりますが、風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすることはできないため、「回避」でなく「低減」に該当するものと理解しています。

No.	意見書	事業者の見解
6-11	11. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が大量に発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。	「ライトアップをしない」ことは、餌動物となる昆虫類が風力発電機に誘引される原因のひとつを取り除くことにより、餌を追って飛来するコウモリ類の風力発電機への接近飛翔頻度を低下させることを目的としておりますが、風力発電機近くにおけるコウモリ類の飛翔を完全になくすことはできないため、「回避」でなく「低減」に該当するものと理解しています。
6-12	12. 「予測の不確実性」は保全措置をしなくてよい根拠にならない 「予測に不確実性を伴う」にせよ「影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減すべきである。 第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること	予測結果から大きな影響は懸念されないと考えられましたが、予測結果には不確実性が伴うため、事後調査を計画し、予測結果の妥当性を稼働後に検証するとともに、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
6-13	13. 「国内手法の確立」は保全措置をしなくてよい根拠にならない 前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげる」と低風時のフェザリングは、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例があるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。 益獣が減れば住民に不利益が生じる。事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザリング（ブレードの回転制御）の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、確実に実施すること。	カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリングの実施について、バットストライクの影響も小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。ただし、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。

No.	意見書	事業者の見解
6-14	14. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明しており、環境省の手引きにも記載されている。	ご指摘の対策も低減効果があると考えますが、一方でライトアップは餌動物の昆虫類を誘引し、これに伴いコウモリ類を誘引する可能性があるため、風力発電機のライトアップを実施しないことも、影響の低減に繋がると考えております。
6-15	15. 「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か 事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。 事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか？カットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている（年間総出力の1%以下）。	カットイン風速の値を上げることにについては、バットストライクの影響も小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。ただし、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
6-16	16. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」とその委託先「建設環境研究所」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがない。上記のコウモリの保全措置（「<u>カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング</u>」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。	カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリングについては、バットストライクの影響も小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。ただし、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
6-17	17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので（カットイン風速の値を上げる）保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、仮に国内事例が少なからうが、「適切な保全措置の実施」は十分可能である。	カットイン風速の値を上げることにについては、バットストライクの影響も小さいと予測されたため、現時点で実施する予定はございません。ただし、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。

No.	意見書	事業者の見解
6-18	18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に事業者が「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	バットディテクターによる調査、捕獲調査、高所録音調査の各結果を総合的に整理した上で、適切に予測評価を行った結果、環境保全措置を実施することで、コウモリ類への環境影響は実行可能な範囲で回避、又は低減がはかられているものと評価いたしました。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
6-19	19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 前述の意見について事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「<u>予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい</u>」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	バットディテクターによる調査、捕獲調査、高所録音調査の各結果を総合的に整理した上で、適切に予測評価を行った結果、環境保全措置を実施することで、コウモリ類への環境影響は実行可能な範囲で回避、又は低減がはかられているものと評価いたしました。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。
6-20	20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 前述の意見について事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリ類の保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	バットディテクターによる調査、捕獲調査、高所録音調査の各結果を総合的に整理した上で、適切に予測評価を行った結果、環境保全措置を実施することで、コウモリ類への環境影響は実行可能な範囲で回避、又は低減がはかられているものと評価いたしました。しかしながら、この予測には不確実性が伴うため、バットストライクに関する事後調査を実施し、この結果を踏まえ、必要に応じて専門家の助言や指導を得て、環境影響の状況に応じた弾力的な環境保全措置を講じる所存です。

No.	意見書	事業者の見解
6-21	21. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリ類の死骸は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月 4 回以上の死骸探索を行うべきだ。月 1～2 回程度の頻度では、コウモリの事後調査として不適切である。	事後調査の調査頻度等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。
6-22	22. コウモリ類の死骸探索調査について 2 前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に 2 回とし、あと 2 回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば（定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが）、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。	事後調査の調査頻度等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。
6-23	23. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること コウモリ類の体は非常に小さく、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけれられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル（生物調査員）が実施するべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定 1 級（哺乳・爬虫・両生類分野）等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。	事後調査の調査体制等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。
6-24	24. 月 2 回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて 3 日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月 2 回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成 28 年度～平成 29 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書） P213. NEDO, 2018.	事後調査の調査頻度等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。
6-25	25. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週 1 回以上の頻度で 4 月から 11 月まで必ず実施すること。	事後調査の調査頻度等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。
6-26	26. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置	事後調査の調査内容等については、あらためて専門家等からご助言を頂きながら検討したいと存じます。

No.	意見書	事業者の見解
	し、日没 1 時間前から日の出 1 時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	

(意見書 7)

No.	意見書	事業者の見解
7-1	先日の質問に対し個人への解答とのことでしたが、次の場で説明してほしい。次回はいつでしょうか？	先日の住民説明会は本準備書に係るものであり、別途、事業計画に関する地元説明会を調整したいと存じます。

(意見書 8)

No.	意見書	事業者の見解
8-1	①植生自然度 9 のブナクラス自然植生に配置予定の風車の建設は取りやめるべきです。(P95 参照)。 P38～P39 では、環境に配慮すべき区域を極力除外したとして、自然植生(ヤチダモ群落)が分布している地域を対象事業実施区域から除外しています。	ブナクラス自然植生のうち、エゾイタヤ-ミズナラ群落については、文献調査では自然度の高い植生(植生自然度 9)に分類されますが、現地調査結果を踏まえると、本群落の多くは群落高が 15m 以下の落葉広葉樹高木林で、ミズナラ、エゾイタヤ、アカイタヤ等の落葉広葉樹が優占するのが特徴で、本群落を構成する高木の胸高直径は大きいもので 20cm 程度と細く、ごく稀に 60cm クラスのアカイタヤが散生しますが、先駆的な樹種を含むことから代償植生(二次林)と考えられ、「植生自然度 9」には該当しないと判断しております。
8-2	②常呂段丘の中及び近接する箇所に配置予定の風車の建設は、自然景観資源を壊すため、取りやめるべきです。	常呂段丘については、農地、宅地、道路、廃棄物処理場等としての利用が進んでいる現状を鑑みると、本事業が「極めて小さい範囲においてのみ行われる」ことから、同段丘への影響も小さいと考えられます。

(意見書 9)

No.	意見書	事業者の見解
9-1	道東オホーツク海のサロマ湖と能取湖に挟まれた地域に、風力発電機群を設置することについて、この準備書の環境の総合的な評価では、「本事業による環境に与える影響は事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されている」として「本事業の計画は適正である」としているが私はそう思いません。オホーツク海に面した地域に点在する湖、サロマ湖・能取湖・網走湖はそれぞれに貴重なアッケシソウなどの湿原の植生群落があり、観光資源であり、北海道民である私は、大事にしたいと思っています。	サロマ湖・能取湖・網走湖及びその周囲の湿原については、本事業による改変はないことから、貴重なアッケシソウなどの湿原の植生群落への影響は極めて小さいものと考えます。
9-2	北海道の再生可能エネルギーの割合は現在 25%（ほくでん HP より）で、2030 年の我が国の目標に達しています。これ以上受け入れることは、送電線のことも考え合わせると、無駄に投資することになりかねません。北電との系統連系協議ができていないか教えてください。送電線を増強し、蓄電池を導入することがあれば、無駄に国費や再エネ賦課金を必要として、人口減が見込まれ、電力使用量の減少が見込まれる北海道で、必要な事業だとはとても思えません。常呂・能取風力発電所を作らないことが、この地域の自然環境を保持することだと思います。サロマ湖と能取湖の間に巨大(49,400kW, 4000kW 級、12 基)風車群は作らないで下さい。	北海道電力との系統連系協議は適宜進めております。本事業は、我が国や北海道が掲げている風力発電導入目標への寄与も含め、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に貢献するものと考えます。
9-3	私は石狩市民です。2018 年 9 月 6 日にブラックアウトを体験しました。その時の風車の様子がどうだったかという、我が家の近くから見えるエコパワー社の 3300kW、2 基(2018 年 1 月営業運転開始、石狩湾新港工業団地)の様子を伝えればわかると思います。停電後しばらくして辺りが明るくなってから様子を見に行くと、プロペラは回転していなかったが、航空障害灯は点滅していました。さらにそのあとで見に行くと、プロペラの回転はしていないままで、向きが変わっていました。航空障害灯も消えていました。ブラックアウト直後の風力発電機は、若干の蓄電機能があったようです。ブラックアウト時、石狩湾新港のエコパワー社の風車 2 基は回転せず、発電していなかった！！停電が少しずつ解消していくその間も、発電していなかった！！ほとんどが回復し、20%の節電の協力が要請されていた時は、1 基だけが回転していた！！一般の企業と同じように使用電力を 20%抑えていたかのような稼働状況であった。発電所は、災害時の私たちの生活に必要な電気を作るところではなかった！！風力発電所は、災害時に全く役に立たなかった。ブラックアウトはそれを証明したのです。さらに考えました。平時でもどのくらい役に立っているのか、疑問になりました。	他事業者の風力発電施設の稼働状況についてはわかりかねますが、ブラックアウト発生から数日間は北海道電力からの要請により風力発電施設で発電した電気を系統に送ることができない状況にありました。

No.	意見書	事業者の見解
9-4	また、石狩湾新港並びに周辺では、株式会社市民風力発電(3200kW, 7 基)が稼働し、銭函ウインドファーム合同会社(3400kW、10 基)が試運転中です。 最近、何が原因か本当にわからないのですが、私には耳の塞がり感があります。気になっています。最も近い風車で2.5km くらい離れています。集中力がなくなっています。年齢のせいとか、持病のせいと言われても仕方のない年齢になりました。風車が原因かどうか、因果関係が突き止められません。 石狩市民は、以前からある風車も加えて、22 基の風車に囲まれて生活しています。北見市民、網走市民が巨大風車群の近くに住んでよいはずはありません。	個々人の体調不良の要因についてはわかりかねますが、本事業では住居等からの離隔を十分確保し、環境影響へ配慮した計画とするよう努めています。
9-5	4000kW 級という風車の機種名とメーカー名をはっきり伝えてください。このような風車は陸上に建てるものではありません。 「(仮称) 常呂・能取風力発電事業」は取りやめてください。	現時点では風車の機種・メーカーは決定しておりませんが、陸上用として設計された風力発電機を採用することとしています。

(意見書 10)

No.	意見書	事業者の見解
10-1	まず、最初に。風力発電の必要性は理解する市民として意見することをお伝えします。そして準備書は大変に膨大であり、常呂での説明会で拝聴した意見交換と準備書の要約書、さらに現地を見て、地域の将来を考える視点からの意見を以下に書かせていただきます。 ①動植物への影響について ・樹木への影響について：風車の設置に関する樹木の伐採面積は、どの程度か？常呂町は漁民が常呂川流域に植樹し豊かな水を育む活動を昭和の時代から続けています。地域が自然との共存という姿勢でこれまでに取り組んできたことの趣旨を理解していただきたい。 その視点から工事による水の濁りばかりが課題ではありません。漁業者とは作業に支障のない時間で工事を進めると説明会で話は聞きましたが、そのことに関して漁業関係者と協議したのですか？どの程度の影響が有るのか見当はしていますか？ ・そして魚類への影響について：常呂川は鮭や鱒が回帰する「母なる川」です。この常呂川で鮭の遡上風景を取材した絵本「ピリ力、おかあさんへの旅」(2006 年、福音館書店発刊)は日本絵本賞も受賞しています。低周波の影響は人ばかりでなく身近な常呂川に遡上する魚類にも影響が心配です。そういう視点の調査はされたのでしょうか。漁業者にとっては欠かせない課題ですが、どうでしょうか。	・樹木の伐採面積については P30 に記載のとおり、「エゾイタヤ-ミズナラ群落」が約 3.5ha、「トドマツ植林」が約 3.5ha、「カラムツ植林」が約 5.9ha ですが、事業にあたっては、地形や既存林道等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめ、樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は地盤の状況に応じた適切な緑化を行い、現状の植生への早期回復をはかる予定です。 ・漁業関係者の皆様とは事前協議を行い、現状の環境を維持している活動に支障が生じないよう対策を講じて参ります。引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、地域との共存・共栄を目指して参ります。 ・サケなど魚類への低周波による影響は明確な答えのある文献は現在のところないと考えておりますが、本準備書では魚類について、濁水の流入による生息環境の悪化の観点から、調査・予測・評価を行っております。

No.	意見書	事業者の見解
10-2	②低周波の影響について 説明会の内容や要約書を拝見しても、いまひとつ人体や渡り鳥など生き物に対する影響について、測りかねます。国内で初の4,000KW級の風力発電機が12基の計画は、一基ごとの影響評価では計り知れないモノを感じます。 人への影響について、身近なところで、電磁波の影響に敏感でつらい思いをしている人の声を聴いています。その影響の及ぼすとされる距離間には、容易に納得できるものではありません。とても不安です。 また鳥類への影響は低いという説明がなされていました。しかし渡り鳥について、その飛来は、事故で亡くなる鳥たちの数値で図れるものではありません。常呂には、その自然の豊かさを感じさせてくれる、無数の様々な渡り鳥の飛来する時期があります。風車の影響エリアの眼下に位置する常呂川に飛来する渡り鳥たちは、低周波の影響により飛来地を変えることも考えられます。その視点の調査報告の文言は記述されていないと思いますが、現状の飛来状況を考えると、とても大きな問題だと考えます。 経済的なメリットやエネルギーの確保の視点からばかりでは、そこに暮らす住民は、その事業の是非を簡単に判断できないことは理解いただけると思います。とても安易に影響が低いと言えない。やはり生態系への影響は大きいと私は考えさせられます。どうでしょうか？	人への影響を考えた際に、低周波の感じ方には個人差があるものと考えますが、本準備書における予測影響及び評価結果としては参考値を下回る結果となっております。 また、鳥類への低周波による影響については明確な答えのある文献は現在のところないと考えておりますが、本準備書での鳥類調査内容や結果については専門家等からのご助言をふまえたうえで記載し影響予測及び評価しております。
10-3	③自然景観について 常呂町の説明会では、常呂町の開基百年記念塔の5倍強の高さの塔になると説明がありました。びっくりです。要約書を拝見しても「周囲になじみやすい彩度を抑えた塗装とする」とあり、確かに幾つかの地点から、どのように見えるかの説明がありましたが、実際に建設予定地に近い道々沿いから、尾根伝いに並ぶ姿を想像してみました。尾根の高さよりも、さらに、その倍以上の高さの大きい風車が並ぶことになります。とても風光明媚というには自然の営みのバランスの崩れた、後世に誇るこのできない風景になると考えます。 このような景観が、これまで見上げてきたオホーツクの自然風景に溶け込み、この地に世代をつなげて生活を営んできた住民に理解が得られるだろうか？ 風力発電は、現在は身近に有りません。半永久的に24時間廻り続ける風車です。風力発電の必要性は理解できても、やはり、その下で暮らす住民として、その違和感に慣れることを強要するのは酷な気がします。想像を越えた話です。 もし貴社が風力発電から撤退すると決断した時には、その設備を撤去していただけるのでしょうか？具体的に無い中で考えようとしても想像を越えるモノです。私には耐えがたい威圧的なモノに映ると感じました。	風力発電機を含む景観については、地域の観光資源となる側面もありますので、景観資源や眺望点からの眺望景観の変化を十分に把握するとともに、本地域の有する景観に配慮した上で、周辺になじむような事業計画とすることが重要と考えます。

No.	意見書	事業者の見解
10-4	④ 計画に関する自治体との協議経過が見えません。法的な手続きとして住民説明会や自治体の意見が求められているはずですが、宗谷の稚内市における風力発電の設置について HP で確認したら、稚内市では風力発電の設置に関するガイドラインが設けられています。 でも北見市には、現在、そのガイドラインはありません。北見市の現行のエネルギー計画を調べても、風力発電に関する具体的な方針は示されていません。ということは、北見市では風力発電は想定もされていなかったということです。北見市とは、この計画に際しての事前協議をどのように行ってきたのかも説明会では示されませんでした。 市民としては、この計画に対する市の客観的な評価は、とても気になることです。現状では今回の計画に対する地元自治体としての、市民が納得できる適切な意見書を提供できる環境にないと考えます。北見市は、どんな方針なのでしょう。その対応環境が整うまで急ぐべきではないと考えます。 また私は、次の世代、その次の世代が、この常呂で安心に、安全に暮らし続けられる地域づくりを目指すなら、自然環境、市民生活に風力発電の設置がどのような影響が有るか否かに関して、もっと様々な角度からの情報提供をいただき、常呂自治区を対象とした「住民投票」を検討するのも一案かと要約書を読んで思いました。北見市には住民投票条例があります。この条件での風力発電の建設は、住民投票で賛否を図ってもおかしくない計画だと考えます。この機会にみんなで未来の地域づくりを考えてみましょう。 気づかせていただきありがとうございます。ぜひ納得ができる説明の場をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。	ご指摘の通り、当該地域におけるガイドラインはありませんが、事業計画にあたっては、法令に則り環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、事業計画検討を行いました。 当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び地域の次の世代も含めた活性化の一助となることを本事業推進の目的としております。引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、地域との共存・共栄を目指して参ります。

(意見書 11)

No.	意見書	事業者の見解
11-1	上記の事業のついでの内容と「環境影響評価準備書」を拝見いたしました。 今までの経験によりますと、北海道での風力発電機による一番被害を受ける鳥は、オジロワシで、特に若鳥が多いという記録があると聞いています。 このような状況があるのに、今回の事業でこれを避けるための工夫についての説明がないようです。 「環境影響評価準備書」にある調査記録にも、疑問を持っています： 1) 表 10.1.4.1-5(2)「希少猛禽類調査の確認状況(2019)年」では、「2カ年合計」のオジロワシの1431は、ヒシクイの5841の2位になっていますが、表 10.1.4.1-3「ポイントセンサス法結果一覧」では、オジロワシは、「L」で6羽(6回?)、「M」で1羽、「H」で5羽(5回?)という結果だそうです。図 2.2-11「風力発電機の概形図」を見ましたら、「L」の高さは、29mという樹の上位の高さで、ローターの上の高さ	1) 表 10.1.4.1-5におけるオジロワシの2ヶ年合計が1431という結果については、希少猛禽類調査での確認例数となり、表 10.1.4.1-3はポイントセンサス法での確認例数となります。これらの結果の差異は、調査地点・調査方法・調査時間(調査努力量)によるもので、希少猛禽類調査ではオジロワシの高度M飛翔も期間中多数確認されております。また、能取湖近辺でも本種の営巣を確認しております。 2) ヒシクイについて、秋季の渡り時期に対象事業実施区域を東西に飛翔横断する個体が多数確認されたため、風力発電機の配置においては、事前に高度M飛翔のデータを基に対象事

No.	意見書	事業者の見解
	は、159m もあるということで、この「M」という高度で飛ぶオジロワシは、貴社の調査期間の1羽よりも実際にもっと多いはずではと思います。能取湖近辺では、巢も何カ所にあります。 2) ヒシクイは、渡り鳥ですが、季節（春と秋）になると、図 10.1.4.1-12(2)のように数多く「M」という高度で飛翔しているようですが、これは、気になりますか？	業実施区域内の年間衝突回数を面的に算出し、この算出結果を基に衝突リスクが低減できるよう検討しております。また、対象事業実施区域及びその周囲においては春季及び秋季とも採餌や時は確認されておらず、さらに生息環境である河川・湖沼は改変されないことから、影響は小さいものと考えております。
11-2	上記に従って、以下のようにおすすめしたいです： 1) オジロワシの実態についてより充実に調査すること。地元の専門家もいますので、それらの意見も真剣に取り入れるとありがたいです。 2) 図 2.2-5(1)などで見えていますが、個々の発電機の間隔がかなり狭いように見えます。12機に渡って、6-7km あるようです。それぞれのローターの直径が130m でしたら、発電機の間隔がかなり狭く、鳥が通りにくくなっていると思います。発電機の間隔をせいぜい 2km 程度にしてほしいです。 3) このような事業は、北海道の他の地域でも既に展開されていますので、それらの環境などへの経歴や教訓を十分に参考して、本事業にも取り組むべきではと思います。このデータと対応も準備書などに加えてほしい。	1) 本事業の環境影響評価にあたっては、調査内容・調査手法・調査結果等について、随時、地元の専門家等のご助言を仰ぎながら実施させていただいております。 2) 風力発電機間隔が狭いと障壁影響が懸念されますが、本事業における風力発電機の設置間隔は概ね約 500m 確保されていることから、飛翔可能空間も十分に確保できていると考えております。 3) ご指摘の通り、北海道内には多数の風力発電事業がありますので、可能な限り、類似事例や効果的な環境保全措置について他事業と情報共有を図り、環境影響の回避・低減に努めていく所存です。
11-3	最後になりますが、オジロワシは、オホーツクで渡り鳥ではありませんので、図 10.1.4.1-4(1)「渡り鳥」では、どの鳥が渡り鳥なのか、はっきり明確にしたらいいかもしれません。 以上、慎重のご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	オジロワシについて、オホーツク地域では留鳥であることは認識しており、本準備書では、渡り個体を「10.1.4 動物」の項で、滞在個体（越冬期・非越冬期/繁殖個体）については「10.1.6 生態系」の上位性注目種として扱い、それぞれ調査・予測・評価しております。

日刊新聞紙等における公告

北海道新聞 (令和元年 12 月 20 日 (金) 朝刊 31 面)

環境影響評価準備書の縦覧・説明会について(公告)
 環境影響評価法に基づき、「(仮称)常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社ユラスエナジーホールディングス
 代表者 代表取締役社長 稲角秀幸
 所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号

◆準備書の縦覧
 縦覧場所 北見市役所商工観光部工業振興課、北見市常呂総合支所産業課、網走市役所本庁舎、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課
 縦覧期間 令和元年12月20日(金)から令和2年1月31日(金)まで
 (電子縦覧は令和元年12月20日(金)から令和2年2月2日(木)まで)
 縦覧時間 開館日・開庁日の午前9時から午後5時まで(開館時間・開庁時間に準じる)
 電子縦覧:「(仮称)常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書」
<http://eeh-development.com/tokoro-notoro/>

◆準備書説明会の開催
 西網走コミュニティセンター(網走市字卯原内5-56)
 令和2年1月16日(木) 午後7時
 常呂町公民館(北見市常呂町字常呂323)
 令和2年1月17日(金) 午後7時

◆対象事業の概要
 対象事業の名称:「(仮称)常呂・能取風力発電事業」
 対象事業実施区域:北海道北見市、網走市
 対象事業の種類:風力発電所設置事業
 対象事業の規模:風力発電所出力 最大 49,400 kW
 関係地域:北海道北見市及び網走市

◆意見書の提出
 準備書について環境の保全の見地からのご意見をもちのの方は、書面により提出することができます。
 提出方法:氏名及び住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、次の提出先まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出
 提出期間:令和元年12月20日(金)から令和2年2月2日(日)まで
 (当日消印有効)

◆お問い合わせ先及び意見書の提出先
 株式会社ユラスエナジーホールディングス
 国内事業企画部(環境アセスメント担当)
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
 ヒューリック神谷町ビル7階
 お問い合わせ時間:土、日、祝日を除く9時15分〜12時、13時〜17時30分
 電話 03(5433)0437

経済の伝書鳩 (令和元年 12 月 20 日 (金) 5 面)

環境影響評価準備書の縦覧・説明会について(公告)
 環境影響評価法に基づき、「(仮称)常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)の縦覧及び説明会について、以下のとおり公表します。

◆事業者の名称 株式会社ユラスエナジーホールディングス
 代表者 代表取締役社長 稲角秀幸
 所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号

◆準備書の縦覧
 縦覧場所 北見市役所商工観光部工業振興課、北見市常呂総合支所産業課、網走市役所本庁舎、北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課
 縦覧期間 令和元年12月20日(金)から令和2年1月31日(金)まで
 (電子縦覧は令和元年12月20日(金)から令和2年2月2日(木)まで)
 縦覧時間 開館日・開庁日の午前9時から午後5時まで(開館時間・開庁時間に準じる)
 電子縦覧:「(仮称)常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書」
<http://eeh-development.com/tokoro-notoro/>

◆準備書説明会の開催
 西網走コミュニティセンター(網走市字卯原内5-56)
 令和2年1月16日(木) 午後7時
 常呂町公民館(北見市常呂町字常呂323)
 令和2年1月17日(金) 午後7時

◆対象事業の概要
 対象事業の名称:「(仮称)常呂・能取風力発電事業」
 対象事業実施区域:北海道北見市、網走市
 対象事業の種類:風力発電所設置事業
 対象事業の規模:風力発電所出力 最大 49,400 kW
 関係地域:北海道北見市及び網走市

◆意見書の提出
 準備書について環境の保全の見地からのご意見をもちのの方は、書面により提出することができます。
 提出方法:氏名及び住所、環境の保全の見地からのご意見を記載し、次の提出先まで郵送又は縦覧場所に設置された意見書箱への投函により提出
 提出期間:令和元年12月20日(金)から令和2年2月2日(日)まで
 (当日消印有効)

◆お問い合わせ先及び意見書の提出先
 株式会社ユラスエナジーホールディングス
 国内事業企画部(環境アセスメント担当)
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号
 ヒューリック神谷町ビル7階
 電話 03(5404)5337
 お問い合わせ時間:土、日、祝日を除く午前9時15分〜正午、午後1時〜午後5時30分

インターネットによる「お知らせ」

(株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

(仮称) 常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書の
縦覧場所・意見書の提出・説明会について令和元年12月20日
株式会社ユーラスエナジーホールディングス

当社は、令和元年12月20日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(仮称) 常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、北見市長、網走市長に送付しました。届出・送付した準備書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、説明会を開催いたします。

縦覧について

縦覧の場所：	北見市役所商工観光部工業振興課 北見市常呂総合支所産業課 網走市役所本庁舎 北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課
縦覧期間：	令和元年12月20日(金)から令和2年2月2日(日)まで
縦覧時間：	土、日、祝日を除く9:00～17:00(開庁・開館時間に準じます。)
電子縦覧：	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/tokoro-notoro/

意見書の提出について

提出方法：	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語によりご記載願います。
提出期間：	令和元年12月20日(金)から令和2年2月2日(日)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式：	<u>(仮称) 常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について</u>

住民説明会の開催について

令和2年1月16日(木) 午後7時～ 西網走コミュニティセンター(網走市字卯原内5-56)
令和2年1月17日(金) 午後7時～ 常呂町公民館(北見市常呂町字常呂323)

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部(環境アセスメント担当)
〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
電話番号：03-5404-5337
お問い合わせ時間：土、日、祝日を除く9:15～12:00、13:00～17:30

(北見市 ウェブサイト)

トップ くらし 健康・福祉 教育・文化 観光・魅力 産業・しごと 行政・まちづくり 防災

[TOP > 組織 > 工業振興課](#)
[TOP > 分野 > 環境・産業・しごと](#)
[TOP > 属性 > その他お知らせ](#)

(仮称) 常呂・能取風力発電事業の環境影響評価準備書について

2019年12月20日

環境影響評価法に基づき(仮称)常呂・能取風力発電事業の環境影響評価準備書の
 縦覧及び説明会について以下のとおりお知らせします。

◆事業者

事業者名: 株式会社ユーラスエナジーホールディングス
 代 表 者: 代表取締役 稲角 秀幸
 所 在 地: 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

◆準備書の縦覧

(仮称)常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書
 縦覧場所: 商工観光部 工業振興課(北見市北4条東4丁目 第一分庁舎2階)
 常呂総合支所 産業課(北見市常呂町字常呂323番地)
 縦覧期間: 令和元年12月20日(金)～令和2年1月31日(金)(土・日・祝祭日を除く)
 (電子縦覧は令和2年2月2日(日)まで)
 縦覧時間: 午前9時～午後5時

◆準備書説明会の開催

(仮称)常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書 説明会
 説明会会場: 常呂町公民館(北見市常呂町字常呂323番地)
 説明会日時: 令和2年1月17日(金)午後7時～

◆意見書の提出

準備書について、環境の保全の見地から書面によりご意見を提出することができます。
 提出方法: 氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、
 下記まで郵送(当日消印有効)又は縦覧場所に設置された意見箱への投函による提出
 提出期間: 令和元年12月20日(金)～令和2年2月2日(日)

◆対象事業の概要

対象事業実施区域: 北海道北見市、網走市
 対象事業の種類: 風力発電所設置事業
 対象事業の規模: 風力発電所出力 最大49,400 kW、風力発電機の基数: 12基
 関係地域: 北海道北見市、網走市

◆意見書の提出及びお問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階
 株式会社ユーラスエナジーホールディングス(担当: 内容 電話番号: 03-5404-5337)

●[【電子縦覧】環境影響評価図書ウェブサイト](#)

ご意見記入用紙

「(仮称)常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称)常呂・能取風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部
(環境アセスメント担当)宛

○意見書の提出期限 令和 2 年 2 月 2 日(日) [当日消印有効]

意 見 書

令和 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含 めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。